

阿野法律事務所

報酬規程

代表弁護士 阿野寛之

〒 803-0812 北九州市小倉北区室町2丁目11番19号 A&Aビル202号室

TEL : 093-482-3361 FAX : 093-482-3362

e-mail : h.ano@ano-lawyer.com

令和6年10月20日制定

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は、阿野法律事務所（以下、「当事務所」という）所属の弁護士（以下、単に「弁護士」と表記する）がその職務に関して受ける弁護士の報酬等に関する標準を示すことを目的とする。

(弁護士報酬の種類)

第2条

1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次表のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話・電子メール等による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいう。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功・不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、その事件等のためにこの対業務を行うことの対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条

1 弁護士報酬は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1件とする。ただし、第3章第1節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第5条

1 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 1件の事件等を複数の弁護士(当事務所以外の弁護士も含む)が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

(1) 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

(2) 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第6条

1 弁護士は依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成しなければならない。但し、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成するものとする。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

4 弁護士は、依頼者から申出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前2項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第7条

1 依頼者が資力に乏しいとき、その他特別の事情があるときは、弁護士は、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第8条

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項又は第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第9条

この規程に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき、弁護士の役務に対して課される消費税の額に相当する額を含むものとする。ただし、消費税法の改正により、税率の変更があった場合には、その時点での税率の定めに従うものとする。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第10条

1 法律相談料は、次表のとおりとする。

市民法律相談	初回 当初1時間まで5,500円 1時間超過後は30分ごとに5,500円 2回目以降 当初30分は5,500円 30分超過後は30分ごとに5,500円
一般法律相談	初回 市民法律相談に同じ 2回目以降 30分ごとに5,500円以上16,500円以下

2 前項の市民法律相談とは、事件単位で個人から受ける初めての法律相談であって、事業に関する相談ではないものをいい、一般法律相談とは、市民法律相談以外の法律相談をいう。

3 第1項の法律相談料は、休日・夜間等の対応、即時の対応を要した場合は、適宜増額されることがある。

(書面による鑑定料)

第11条

1 書面による鑑定料は、1鑑定事項につき11万円以上33万円以下とする。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けることができる。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第12条

本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益の算定可能な場合)

第13条

前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- (1) 金銭債権は、債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- (4) 賃料増減請求事件は、増減額分の7年分の額
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いの無い部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。

(14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。

(15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

(経済的利益算定の特則)

第14条

1 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の1に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益の算定不能の場合)

第15条

1 第13条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第16条

1 訴訟事件（支払督促申立事件を含む）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（以下「訴訟事件等」という。）の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項の規定にかか

わらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、経済的利益の額が125万円以下の事件の着手金は、11万円以上に増額することができる。

(被請求事件についての特則)

第17条

1 訴訟事件等で、金銭その他の請求を受ける事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、前条第1項によって算定される着手金の2分の1の額とする。ただし、着手金及び報酬金は、最低額を11万円とする。

2 弁護士は、前項の事件において、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容（裁判所への出頭の有無を問わない。）	1回あたりの日当
証人、当事者等の尋問が行われた期日に対応したとき	5万5000円以上11万円以下
上記以外の裁判期日（電話会議・Web会議による期日を含む。）に対応した場合	3万3000円以上5万5000円以下

3 弁護士は、依頼者との協議により、日当及び報酬に充てる趣旨で、金銭を預かることができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第18条

1 調停事件（裁判所以外の第三者仲裁機関を利用する場合を含む。以下同じ。）及び示談交渉（法的紛争の存在を前提とし、その解決を志向する裁判外の交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ第16条第1項及び第2項又は第17条第1項の各規定を準用する。ただし、第16条を準用する場合にあっては、同条第1項により算定された額の3分の2に減額することができる。

2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、第16条第1項及び第2項又は第17条第1項の各規定により算定された額の2分の1とする。

3 示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規程に特に定めのない限り、第16条第1項及び第2項又は第17条第1項の各規定により算定された額の3分の2とする。

4 前3項の規定にかかわらず、経済的利益の額が125万円以下の事件の着手金は、11万円以上に増額することができる。

(契約締結交渉)

第19条

1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2.2%	4.4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1.1%	2.2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0.55%	1.1%
3億円を超える部分	0.33%	0.66%

2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。

3 前2項の着手金は、11万円を最低額とする。

4 契約締結に至り報酬金を受けたときは、契約書その他の文書を作成した場合でも、その手数料を請求することができない。

(離婚・夫婦・親子関係に関する事件)

第20条

1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件	22万円以上44万円以下
離婚調停事件	33万円以上55万円以下
離婚訴訟事件	33万円以上55万円以下

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の3分の2とする。

4 夫婦間または親子間に関する事件で、離婚事件ではないもの（養育費・婚姻費用の請求、離縁請求、監護権者指定、面会交流等）の着手金及び報酬金の額は、次表のとおりとする。ただし、離婚事件と同時に受任するときは、次表に定める額の3分の2の額とする。

事件の内容	着手金及び報酬金
交渉事件	16万5000円以上33万円以下
調停事件	22万円以上44万円以下
審判事件または訴訟事件	22万円以上44万円以下

5 前4項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の

実質的な経済的利益の額を基準として、第16条又は第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

6 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(遺産・相続に関する事件)

第21条

1 遺産分割事件の着手金は、次表のとおりとする。

事件の内容	着手金
遺産分割交渉事件	44万円
遺産分割調停事件	第16条1項に準じ算定される額
遺産分割審判事件	同上

2 遺産分割事件の報酬金は、次表のとおりとする。

得られた遺産の額	報酬金
3000万円以下の部分	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	6.6%
3億円を超える部分	4.4%

3 遺産分割交渉事件に引き続いて遺産分割調停事件を受任したとき、もしくは、遺産分割交渉事件または遺産分割調停事件に引き続き遺産分割審判事件を受任したときは、着手金の額は、先行する事件の着手金の2分の1の額を上限として、これを減じた額とすることができる。

4 弁護士は、遺産分割調停事件及び遺産分割審判事件において、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容（裁判所への出頭の有無を問わない。）	1回あたりの日当
証人、当事者等の尋問が行われた期日に対応したとき	5万5000円以上11万円以下
上記以外の裁判期日（電話会議・Web会議による期日を含む。）に対応した場合	3万3000円以上5万5000円以下

5 弁護士は、依頼者との協議により、日当及び報酬に充てる趣旨で、金銭を預かることができる。

(境界に関する事件)

第22条

1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ33万円以上とする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任

するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

2 前項の着手金及び報酬金は、第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。

3 境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。

5 境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額又は第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。

6 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(労働事件)

第23条

1 雇用者側から受任する労働事件の着手金及び報酬金は、以下のとおりとする。ただし、未払賃金請求等の金銭的請求を伴う場合は、第17条第1項によって算出される着手金及び報酬金を加算した額とする。

事件の種類	着手金及び報酬金
示談交渉事件	22万円以上33万円以下
労働審判事件	44万円以上66万円以下
訴訟事件	33万円以上55万円以下
調停事件	訴訟事件の着手金及び報酬金を超えない額

2 弁護士は、第1項の事件のうち示談交渉事件において、団体交渉への出席を要する場合は、1回あたり3万3000円以上5万5000円以下の日当を請求することができる。

3 示談交渉事件から引き続き労働審判事件・訴訟事件・調停事件を受任するとき、もしくは、労働審判事件又は調停事件から訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による着手金の額の2分の1とする。

4 弁護士は、第1項の事件のうち訴訟事件及び調停事件において、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容（裁判所への出頭の有無を問わない。）	1回あたりの日当
証人、当事者等の尋問が行われた期日に対応したとき	5万5000円以上11万円以下
上記以外の裁判期日に対応した場合	3万3000円以上5万5000円以下

5 弁護士は、依頼者との協議により、日当及び報酬に充てる趣旨で、金銭を預かることが

できる。

6 被用者側又は労働者側から受任する労働事件の着手金及び報酬は、第16条ないし第18条の規定に従い算定する。

(借地非訟事件)

第24条

1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	33万円以上
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(1) 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第16条の規定により算定された額

(2) 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第16条の規定により算定された額

3 借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額又は前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。

4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

5 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

(保全命令申立事件等)

第25条

1 仮差押及び仮処分各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第16条の規定により算定された額とする。ただし、本案たる訴訟事件又は示談交渉事件と同時に受任するときは、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。

2 前項の保全命令申立事件において審尋又は口頭弁論を経たときは、弁護士は、同条の規定により算定された額の3分の1を上限として、追加着手金を請求することができる。

3 弁護士は、保全命令申立事件が重大又は複雑であるときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の額を上限として、同事件の報酬金を受けることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。

4 弁護士は、第1項の手續のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第16条の規定に準じて報酬金を受けることができる。

5 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金報酬金及び手数料を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。

5 第1項及び第2項の着手金及び第3項の報酬金、並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、11万円を最低額とする。

(民事執行事件)

第26条

1 民事執行事件のうち、執行力ある債務名義に基づく債権を回収するためにする差押申立事件及び財産開示申立事件、第三者からの情報取得手續申立事件は、第43条において規定する手数料を受けるものとし、それ以外の民事執行事件は、次項以下に定めるとおりとする。

2 民事執行事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。

3 民事執行事件の報酬金は、第16条の規定により算定された額の4分の1とする。

4 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とする。

5 執行停止事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。

6 前項の事件が重大又は複雑なときは、第16条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。

7 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、11万円を最低額とする。

(倒産整理事件)

第27条

1 破産、民事再生、会社整理、特別清算及び会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次表のとおりとする。ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。

事件の種類	着手金
①法人又はその代表者もしくは事業を営む個人の自己破産事件	55万円以上
②非事業者たる個人の自己破産事件	同時廃止による終結が強く見込まれる事件 22万円 上記以外の事件 33万円以上
③債権者申立の破産事件	55万円以上
④会社整理事件	220万円以上
⑤特別清算事件	220万円以上

2 前項①及び②の事件については、報酬は発生しないものとする。

3 第1項③ないし⑤の各事件の報酬金は、第16条の規定を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。

4 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金は、11万円以上22万円以下とし、報酬金は、前項の規定を準用する。

（民事再生事件）

第28条

1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次表に定める額とする。

事件の種類	着手金
①事業者の民事再生事件	165万円以上
②非事業者の民事再生事件	55万円以上
③小規模個人再生事件・給与所得者等再生事件	住宅資金借入特別条項を用いる場合 44万円以上 上記以外の場合 33万円以上

2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り発生するものとし、その額は、前条第3項の規定を準用して決定する。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮する。

3 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月、相当額の弁護士報酬を受けることができる。

4 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮する。

5 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項の規定により算定された額の2分の1とし、報酬金は、第2項の規定を準用する。

(任意整理事件)

第29条

1 任意整理事件（第27条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件をいう。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の額とする。

- (1) 事業者の任意整理事件 55万円以上
- (2) 非事業者の任意整理事件 22万円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定する。

① 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	16.5%
500万円を超え1000万円以下の部分	11%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8.8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6.6%
1億円を超える部分	5.5%

② 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3.3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2.2%
1億円を超える部分	1.1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第27条第3項の規定を準用する。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができる。

(行政上の不服申立事件)

第30条

1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第16条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

2 前項の着手金は、33万円を最低額とする。

第2節 刑事弁護等事件

(初回法律相談及び接見)

第31条

- 1 刑事事件に関する法律相談の相談料は、第10条第1項に定めるとおりとする。ただし、初回法律相談において、次項に定める初回接見の依頼がなされたときは、初回法律相談の相談料は無料とする。
- 2 身体拘束された被疑者の親族、雇い主その他の関係者からの依頼により、身体拘束場所に赴いて被疑者と接見する際の日当（以下「初回接見日当」という。）は、33,000円とする。ただし、身体拘束場所が北九州市外の場合は、第46条に定める日当の額を基準とする。
- 3 第2項による接見の後、刑事事件を受任するに至ったときは、次条以下によって決定される着手金から初回接見日当を割り引くものとする。

(自白事件の弁護士費用)

第32条

- 1 自白事件（被疑事実を概ね認めている事件をいう。以下同じ。）における着手金の額は、次表に定めるとおりとする。

事件の種類	着手金
在宅事件（未だ身体拘束に至っていない起訴前の事件をいう。以下同じ。）	16万5000円以上33万円以下
身体拘束された起訴前の事件	22万円以上44万円以下
起訴後の事件	33万円以上

- 2 前項の場合において、在宅事件から引き続き身体拘束された起訴前の事件を受任したとき、もしくは、起訴前の事件から引き続き起訴後の事件を受任したときは、着手金の額は、前項が定める着手金の2分の1を上限として、減額することができる。
- 3 被害者との示談交渉を要する場合は、第1項の着手金に、交渉の相手方毎に1件として、1件当たり5万5000円以上11万円以下の追加着手金を加算する。ただし、交渉に複雑な内容が含まれるものもしくは民事裁判又は民事調停（裁判所以外の第三者機関による仲裁等の手続を含む。）の手続を経ているものについては、示談交渉事件又は民事訴訟事件として受任し、別途、第17条が定める着手金及び報酬金を請求することができる。
- 4 自白事件における報酬金の額は、次表に定めるとおりとし、複数の条件が成就したときは、各報酬の額を合算して算定する。

条件	報酬
準控告申立、勾留取消請求等（保釈請求は除く。）により、身体拘束からの早期解放が実現した場合	22万円

示談成立した場合	5万5000円以上22万円以下
不起訴処分が得られた場合	22万円以上33万円以下
略式命令による罰金の処分がなされた場合	11万円以上22万円以下
保釈が許可された場合	11万円
執行猶予判決が得られた場合	11万円以上33万円以下
求刑よりも刑が減輕された場合	11万円以上

5 第1項ないし前項の他、弁護士は、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容	1回あたりの日当
取調の同席立会をしたとき	当初1時間まで3万3000円 1時間超過後は30分ごとに1万6500円を加算
自首や取調対応等のため警察署・検察庁等への出頭に行きしたとき（ただし、同席立会をした場合を除く）	当初1時間まで1万6500円 1時間超過後は1時間毎に1万6500円を加算
公判期日、公判前整理手続期日、期日間整理手続期日、打合せ期日等によりで裁判所に出頭した場合（ただし通算して4回目以降）	3万3000円以上11万円以下

（否認事件の弁護士費用）

第33条

1 否認事件（被疑事実の成否を争っている事件又は被疑事実の重要な部分を認めていない事件をいう。以下同じ。）における着手金の額は、次表に定めるとおりとする。

事件の種類	着手金
在宅事件	22万円以上44万円以下
身体拘束された起訴前の事件	38万5000円以上55万円以下
起訴後の事件	55万円以上

2 前項の場合において、在宅事件から引き続き身体拘束された起訴前の事件を受任したとき、もしくは、起訴前の事件から引き続き起訴後の事件を受任したときは、着手金の額は、前項が定める着手金の30パーセントを上限として、減額することができる。

3 第32条3項の規定は、否認事件において示談交渉を要する場合に準用する。

4 否認事件における報酬金の額は、次表に定めるとおりとする。複数の条件が成就したときは、各報酬の額を合算して算定する。

条件	報酬
準抗告申立、勾留取消請求等（保釈請求は除	22万円

く。)により、身体拘束からの早期解放が実現した場合	
示談成立した場合	5万5000円以上22万円以下
不起訴処分が得られた場合	33万円以上55万円以下
略式命令による罰金の処分がなされた場合	22万円以上44万円以下
保釈が許可された場合	11万円以上22万円以下
全面無罪判決が得られた場合	55万円以上
全面無罪判決ではないが、事実及び法律に関する主張が認められた場合（一部無罪を含む。）	33万円以上
執行猶予判決・求刑よりも刑が減輕された場合	22万円以上

5 第1項ないし前項の他、弁護士は、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容	1回あたりの日当
取調の同席立会をしたとき	当初1時間まで3万3000円 1時間超過後は30分ごとに1万6500円を加算
自首や取調対応等のため警察署・検察庁等への出頭に行きたとき（ただし取調の同席立会をした場合を除く）	当初1時間まで1万6500円 1時間超過後は1時間毎に1万6500円
公判期日のため裁判所に出頭した場合（ただし3回目以降）	3万3000円以上11万円以下
公判前整理手続期日、期日間整理手続期日、打合せ期日等に対応した場合（裁判所に出頭したか否かを問わない）	2万2000円以上3万3000円以下

（裁判員裁判事件の弁護士費用）

第34条

1 裁判員対象事件（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号所定の事件をいう。以下同じ。）で、未だ起訴されていない事件に関する着手金は、自白事件・否認事件の別にかかわらず、第33条（否認事件の弁護士費用）が定める着手金の額による。

2 裁判員対象事件で、起訴後の事件に関する着手金は、次表に定めるとおりとする。

事件の種類	着手金
自白事件	55万円以上
否認事件	88万円以上

3 前項の場合において、起訴前の事件に引き続き起訴後の事件を受任したときは、着手金の額は、前項が定める着手金の5分の1を上限として、減額することができる。

- 4 第32条3項の規定は、裁判員対象事件において示談交渉を要する場合に準用する。
- 5 裁判員対象事件における報酬金の額は、次表に定めるとおりとする。複数の条件が成就したときは、各報酬の額を合算して算定する。

条件	報酬
準抗告申立、勾留取消請求等（保釈請求は除く。）により、身体拘束からの早期解放が実現した場合	22万円
示談成立した場合	5万5000円以上22万円以下
保釈が許可された場合	22万円
全面無罪判決が得られた場合	110万円以上
全面無罪判決ではないが、事実及び法律に関する主張が認められた場合（一部無罪を含む。）	66万円以上
執行猶予判決・求刑よりも刑が減輕された場合	44万円以上

- 6 第1項及び第2項の他、弁護士は、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容	1回あたりの日当
公判期日のため裁判所に出頭した場合（1回目から）	5万5000円以上11万円以下
公判前整理手続期日、期日間整理手続期日、打合せ期日等に対応した場合（裁判所に現実に出頭したか否かを問わない。）	3万3000円

（上訴事件の弁護士費用）

第35条

- 1 上訴事件（控訴審・上告審）の着手金及び報酬金の額は、第33条（否認事件の弁護士費用）第1項ないし第3項の規定を準用する。
- 2 本条第1項の他、弁護士は、依頼者との協議によって合意したときは、次表に従い、日当を請求することができる。

内容	1回あたりの日当
公判期日、公判前整理手続期日、期日間整理手続期日、打合せ期日等により裁判所に出頭した場合（ただし受任後通算3回目以降）	3万3000円以上11万円以下

(再審請求事件の弁護士費用)

第36条

- 1 再審請求事件の着手金は、55万円以上とする。
- 2 再審請求事件の報酬金は、再審開始決定があった場合に発生し、その金額は55万円以上とする。
- 3 再審開始決定後の公判に対する弁護士報酬は、第32条又は第33条の規定に従う。

(検察官の上訴取下げ等)

第37条 検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、事件の種類に応じて、第33条（否認事件の場合）又は第34条（裁判員裁判事件の場合）の規定を準用する。

(告訴、告発等の弁護士費用)

第38条

1 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、恩赦等（以下「告訴等」という。）の手續の弁護士報酬は、次表のとおりとする。

着手金	22万円以上44万円以下
報酬金	22万円以上44万円以下

2 前項において、報酬金が発生する条件は、次表のとおりとする。ただし、弁護士と協議の上、これと異なる定めをすることができる。

事件の種類	結果
告訴及び告発事件	告訴及び告発の受理
検察審査の申立て	不起訴不当又は起訴相当の議決
仮釈放、恩赦等	仮釈放、恩赦等の決定の確定

(民事事件を同時に依頼している場合の告訴等に関する特則)

第39条

1 既に受任した民事事件に関連して告訴等を行うときは、前条の規定にかかわらず、次表に定める額の手数料が発生するものとする。

事件の種類	手数料
財産開示手續不出頭を理由とする告発	5万5000円
上記以外の告訴等	11万円以上22万円以下

2 第1項の事件についてした告訴等の報酬は、発生しないものとする。ただし、経済的利益が実現したときは、別に受任した民事事件について発生する報酬金の額を適宜増額することができる。

(少年事件の弁護士費用)

第40条

1 少年を被疑者とする捜査中の事件の着手金は、事案の内容に応じて、第32条又は第33条を準用する。

2 少年審判事件の着手金は、次表のとおりとする。

事件の種類		着手金の額
家裁送致前		22万円以上44万円以下
家裁送致後	自白事件	22万円以上44万円以下
	否認事件	33万円以上
抗告、再抗告及び保護取消		33万円以上

3 第32条3項の規定は、少年審判事件において示談交渉を要する場合に準用する。

4 第33条5項の規定は、少年審判事件において裁判官、調査官との面接や期日出席等を要することとなった場合について準用する。

5 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。複数の条件が成就したときは、各報酬の額を合算して算定する。

条件		報酬
観護措置取消申立等により、身体拘束からの早期解放が実現した場合		11万円以上22万円以下
示談が成立した場合		5万5000円以上22万円以下
審判不開始又は不処分	非行事実なしとされた場合	55万円以上
	非行事実ありとされた場合	11万円以上33万円以下
保護観察処分		11万円以上33万円以下

6 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、少年の環境調整に著しく労力を要したり、家裁送致以前の手続に特段の手續を要したり、試験観察に付されたなどの事情を考慮し、依頼者との協議により、前2項の着手金及び報酬金を適正妥当な範囲で増額することができるものとし、少年の環境調整に格段の労力を要しないなど、着手金及び報酬金を減額することが相当な事情があるときは、依頼者との協議により、第2項の着手金及び前項の報酬金を適正妥当な範囲で減額することができる。

7 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項前段に準じた報酬額を受領することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第41条

- 1 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 2 弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、1件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
- 3 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の着手金及び報酬金は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができる。

(接見手数料)

第42条

弁護士は、刑事事件及び少年事件について、身体拘束を受けている被疑者、被告人又は少年の身体拘束場所が北九州市外の場合において、接見または面会に赴いたときは、別途日当を請求することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第43条

手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおりとする。なお、経済的利益の額の算定については、第13条ないし第15条の規定を準用する。

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けるものとする。）	基本	22万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（示談交渉の要否に応じて、第18条又は第19条に基づく着手金及び報酬を別に受けるものとする。）		11万円以上22万円以下
執行力ある債務名義に基づく財産の差押（第16条又は第18条に基づく着手金及び報酬を別に受けるものとする。）	不動産又は自動車の強制競売申立	11万円以上 22万円以下
	債権差押申立	3万3000円以上 5万5000円以下
	動産差押申立	3万3000円以上 11万円以下
財産開示手続申立（第16条又は第18条に基づく着手金及び報酬を別に受けるものとする。）	債務者が個人の場合	3万3000円以上 11万円以下
	債務者が法人の場合	5万5000円以上 11万円以下
第三者からの情報取得手続（第16条又は第18条に基づく着手金及び報酬を別に受けるものとする。）	債務者が個人の場合	3万3000円以上 11万円以下
	債務者が法人の場合	5万5000円以上 11万円以下
倒産整理事件の債権届出	基本	5万5000円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	協議により定める額
家事事件手続法別表第一に属する審判の申立	相続放棄申述受理申立	5万5000円以上
	その他	11万円以上

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
法律関係調査（事実調査を含む。）	基本		5万5000円以上
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
契約書類及びこれに準ずる書類の作成（示談交渉事件又は契約締結交渉事件として受任し、その着手金及び報酬を受けるときは、これと別に本手数料を受けることはできない。）	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万5000円以上
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	11万円以上
		経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上
	非定型	経済的利益の額が300万円以下の部分	11万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	経済的利益の1.1%
		3000万円を超え3億円以下の部分	経済的利益の0.33%
		3億円を超える部分	経済的利益の0.11%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし		3万3000円
	弁護士名の表示あり	消滅時効援用通知	3万3000円
		上記以外	5万5000円
遺言書作成	定型		11万円以上
	非定型	遺産の額が300万円以下の部分	22万円
		300万円を超え3000万円以下の部分	遺産の額の1.1%
		3000万円を超え3億円以下の部分	遺産の額の0.33%
		3億円を超える部分	遺産の額の0.11%

	特に複雑又は特殊な事情がある場合		協議により定める額
	公正証書にする場合		上記手数料に4万4000円を加算する。
遺言執行（遺言執行代理を含む。）	遺産の額が300万円以下の部分		22万円
	300万円を超え3000万円以下の部分		遺産の額の2.2%
	3000万円を超え3億円以下の部分		遺産の額の1.1%
	3億円を超える部分		遺産の額の0.55%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合		弁護士と受遺者又は遺言執行者との間で協議により定める額
	裁判手続を要する場合		遺言執行手数料とは別に裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。
会社設立等（設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算）	資本額もしくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて右記のとおり算出される額。ただし、66万円を最低額とする。	1000万円以下の部分	4.4%
		1000万円を超え2000万円以下の部分	3.3%
		2000万円を超え1億円以下の部分	2.2%
		1億円を超え2億円以下の部分	1.1%

		2億円を超え 20億円以下 の部分	0.55%
		20億円を超 える部分	0.33%
簡易な自賠責請求（自動 車損害賠償責任保険に基 づく被害者による簡易な 損害賠償請求）	右記により算定さ れる額。ただし、 損害賠償請求権の 存否又はその額に 争いがある場合に は、協議により適 正妥当な範囲内で 増額することがで きる。	給付金額が 150万円以下 の部分	3万3000円
		150万円を超 える部分	給付金額の 2.2%

第5章 時間制報酬

(時間制報酬)

第44条

- 1 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第7章の規定にかかわらず、時間当たりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。
- 2 前項の単価は、1時間当たり3万3000円以上を基準とした上で、依頼者と協議により決する。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第6章 顧問料

(顧問料)

第45条

1 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者（個人事業主又は従業員5名以下の会社・法人）	月額3万3000円以上
事業者（上記以外の会社・法人）	月額5万5000円以上
非事業者たる個人	年額6万6000円（月額5,500円）以上

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談及び簡易な交渉事件とし、具体的内容は、個別に締結する顧問契約書において定める。

3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払等につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。

第7章 日当

(日当)

第46条

1 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万3000円以上5万5000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万5000円以上11万円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第8章 実費等

(実費等の負担)

第47条

- 1 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通費、通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。
- 2 書類等の複写料は、外部業者に委託する場合は実額、当事務所内で行う場合は白黒の場合1枚につき10円、カラーの場合1枚につき20円とする。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。

(交通機関の利用)

第48条

- 1 弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用することができる。
- 2 弁護士が、出張のため自家用車を利用した場合は、往復の区間に存する有料自動車道路の通行料を全て請求できるほか、燃料代として、実際の走行距離（キロメートル）を10（1リットル当たりの平均走行距離）で除した数に、資源エネルギー庁が随時発表する「石油製品価格調査の結果」「ガソリン等の店頭現金小売価格調査の結果」におけるレギュラーガソリン代1リットルあたりの単価を乗じた金額を請求することができる。

第9章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第49条

1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができる。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、その委任事務が成功したものとみなして弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第50条

1 依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができる。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第51条

1 依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

2 前項の場合には、弁護士は、速やかに、依頼者にその旨を通知しなければならない。